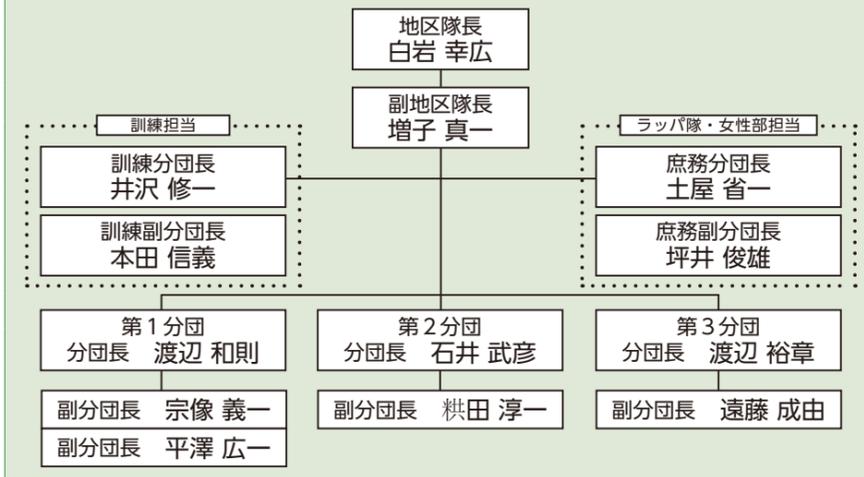


常葉地区隊組織図



地域安全安心を守る
田村市消防団
No.17
消防団だより

そこに暮らす者しか守れないものがある…

田村市消防団常葉地区隊 火消魂

今回の消防団だよりでは、常葉地区隊を紹介しています。常葉地区隊は、本部訓練分団と庶務分団、常葉第一・二・三分団の計5分団・21部で、地区隊長1人、副地区隊長1人、分団長5人、副分団長6人、部長30人、班長30人、女性団員17人、団員220人の合計310人で組織しています。また、車両はポンプ車3台と積載車18台を所有しています。



▶前列右から、石井武彦、渡辺和則、渡辺慶幸、庶務分団長、白岩幸広、増子真一、福島県消防防災航空隊員、後列右から、渡辺裕章、土屋省一、遠藤成由、坪井俊雄、栢田淳一、平澤広一、宗像義一。

最近の活動を紹介しす～秋季検閲・林野火災対応合同訓練(10/30)～

<p>《秋季検閲》</p> <p>◆通常点検</p>	<p>《林野火災対応合同訓練》</p> <p>◆防災ヘリに係る講習</p>	<p>◆消防署との放水訓練</p>
<p>◆少年消防クラブも検閲に参加</p>	<p>◆女性部が救急活動を訓練</p>	<p>◆小学生が放水を体験</p>

行政局市民課の窓口でも【マイナンバーカード】の申請ができます

これまで、マイナンバーカードの交付申請受付は、本庁市民課でしかできませんでしたが、各行政局市民課でも交付申請受付をできるようにしました。申請される方は、次の方法により申請してください。

- 行政局での申請方法
 - ・窓口には**個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書**を持参してください。
 - ※申請書は通知カードと一緒にありますが、通知カード部分は受付時にお返しします。
 - ・顔写真の撮影は窓口で行いますので、必ず申請者本人が来庁してください。
 - ・行政局の市民課で申請される場合は、申請時と交付時の2回来庁していただくことになります。
 - ※カードの交付までに1カ月ほど要します。交付時には改めて通知します。
- その他
 - マイナンバーカードは本人確認書類として利用できるだけでなく、各種手続きをするうえで大変便利なものです。
 - また、29年度から住民票や印鑑証明などの証明書を、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアで取得できるよう準備を進めています。
 - この機会にぜひ申請されますようお願いいたします。



住民基本台帳カードの電子証明書終了のお知らせ

住民基本台帳カードの電子証明書(公的個人認証サービス)は、マイナンバー制度の施行に伴い、有効期間満了日をもって使用できなくなることから、確定申告などで電子証明書を利用される場合は、マイナンバーカードが必要となります。なお、マイナンバーカードを申請してから交付されるまでに1か月程の期間を要しますので、お早めに申請されますようお願いいたします。 ☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

除雪作業にご協力をお願いします～除雪作業には皆様のご理解とご協力が必要です～

- 《道路沿いの皆さんへ》
- 歩道の除雪は地域の皆さんの協力で
歩道の除雪は地域の皆さんで協力体制を整えて行いましょう。
 - 屋根の雪処理は各家庭または地域の皆さんの協力で
道路への落雪は極めて危険です。屋根になだれ止めを付けたり、事前に雪下ろしをするなどの対策をしましょう。落雪した場合も、各家庭または地域の皆さんの協力で行いましょう。
 - 消火栓や防火水槽まわりの除雪は地域の皆さんの協力で
消火栓・防火水槽はいつでも使用できるよう、あらかじめ協力体制を整えて除雪を行いましょう。
 - 道路に雪を出すことはやめましょう
道路への排雪は交通事故のもとです。絶対にやめましょう。
 - 玄関先の除雪は各家庭で
除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は広い地域を短時間で一気に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は、各家庭で除雪をお願いします。
 - 降雪により倒れそうな生垣や植栽、竹林などの手入れを
除雪の妨げにならないよう、各家庭で日頃より維持管理に努めましょう。
 - 道路わきの支障物は降雪前に必ず撤去を
側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。
 - 重要物には旗竿等で目印を
除雪で損傷を受けないよう、移転をするか目印を付けましょう。
- 《ドライバーの皆さんへ》
- 路上駐車は絶対にやめましょう
路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になります。
 - 除雪作業中は道路を一時通行止めにする場合があります
除雪作業中は危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにする場合があります。
 - 通行は児童・生徒・高齢者を優先に
雪道は特に道幅が狭くなります。児童・生徒・高齢者に配慮して通行しましょう。
- 《その他》
- 除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。
 - 作業中の除雪車は、危険ですので近づかないで下さい。
 - 除雪作業は、なるべく早い時間帯に実施するよう努めておりますが、除雪・積雪状況などによって、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承ください。
- ☎建設部 建設課 ☎81-2513 各行政局産業建設課

